

EWE 内規

学生支援 規定	内規-008-B	
	起草部門	総務担当

1. 学生支援基金

支援対象について

学生会員が日頃の研鑽の成果を発表する際の国内外におけるコンペティションの参加登録費。以上は、「EWE 規則(目的)第3条 本会は会員相互の親睦をはかり、合わせて電気工学を基盤とする分野での学術ならびに技術の進歩発展をはかり、文化の向上と産業の発展に寄与することを目的とする」の趣旨に沿ったものであること。

申請にあたって

1. 1 コンペティション(以下、大会)に対する参加登録費を申請する場合

- ア) 参加登録費の支援は5万円を上限とする
- イ) 団体に申請の場合は、原則過半数が EWE 学生会員であること。但し、これを満たさない場合は、担当理事で議論し理事会で決定する
- ウ) 団体に申請の場合は、その活動目的が、技術コンテスト参加など明確に定められていること
- エ) 申請に際し、大会の日程、大会の目的、活動内容、参加登録料を、EWE 学生支援基金申込書により提示すること。また内容が記載されている箇所のプログラムなど参考資料を添付すること
- オ) 学生支援基金の申請が承認された場合は、事後、活動報告と参加登録費の領収書(コピー可)を提出。活動報告は EWE 会報に掲載する。

注) いずれの申請においても

- 1) 申請の活動が、電気・情報生命工学科、情報理工学科、電子物理システム学科、情報通信学科いずれかの学科または EWE に所属する研究室の教員の承認を受けていること
- 2) 申請は開催の事前であること
- 3) 2年連続した支援は受けられない場合がある
- 4) 締切りは、第1回:6月1日、第2回:9月1日、第3回:12月1日の3回とし、申請は適宜受け付ける

1. 2 学生支援基金については、特別会計勘定とし適宜補てんを行う